

名古屋市人事委員会達第 1 号

人事委員会事務局

事務局長以下代決規程（昭和47年名古屋市人事委員会達第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市人事委員会委員長 鈴 木 典 行

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（事務局長代決事項） 第 2 条 事務局長の代決事項は、次のとおりとする。 （１）～（９）（略） （10） 係員採用選考に関すること（職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 1 号）第10条の 2 第 2 項により公告を行う採用選考に係る実施要綱及び合格者の決定を除く。）。 <u>（11）～（13）（略）</u> <u>（14）～（22）（略）</u> 2 （略） （次長代決事項） 第 2 条の 2 次長の代決事項は、次のとお	（事務局長代決事項） 第 2 条 事務局長の代決事項は、次のとおりとする。 （１）～（９）（略） （10） 係員採用選考に関すること（職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 1 号。<u>以下「任用規則」という。</u>）第10条の 2 第 2 項により公告を行う採用選考に係る実施要綱及び合格者の決定を除く。）。 <u>（11） 主任及び課長補佐採用選考（任用規則第10条の 2 第 2 項により公告を行う採用選考に限る。）に関すること（実施要綱及び合格者の決定を除く。）。</u> <u>（12）～（14）（略）</u> <u>（15） 任用規則第20条の 2 第 1 項に規定する資格試験に関すること（実施要綱及び合格者の決定を除く。）。</u> <u>（16）～（24）（略）</u> 2 （略） （次長代決事項） 第 2 条の 2 次長の代決事項は、次のとお

りとする。 (1) (略) (2) 名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋 <u>市条例第32号</u> ）第23条の規定によ る相当職の決定に関する事。 (3)・(4) (略) 2・3 (略)	りとする。 (1) (略) (2) 名古屋市旅費条例（令和7年名古屋 <u>市条例第42号</u> ）第22条の規定によ る相当職の決定に関する事。 (3)・(4) (略) 2・3 (略)
---	--

附 則

この達は、令和7年4月1日から施行する。